

## 障害者福祉施設における不妊処置事案に対する声明

令和 4 年(2022 年)12 月に発覚した、北海道江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会(以下「あすなろ福祉会」という。)における不妊処置事案について、一般社団法人岐阜県社会福祉士会として声明を公表いたします。

北海道江差町にあるあすなろ福祉会のグループホームで、知的障害のある男女が結婚や同棲を希望する場合に不妊処置を入居の条件としていたことがわかりました。8 組 16 人の男女が男性はパイプカット手術、女性は避妊リングを装着する不妊処置を 20 年以上前から条件化していることが明らかになっています。

また、あすなろ福祉会は本人たちから「同意を得た」としていますが、障害者側が拒否した場合は支援を打ち切り、退所を求めていることも報道されています。

あすなろ福祉会の理事長は、不妊処置について「(本人の)同意を得ている」としたうえで、「生まれてきた子どもが養育不全と言われた時に誰が責任を取るのか。われわれは結婚は支援する。生まれてくる命は保証できない」と主張(中日新聞・2022 年 12 月 19 日朝刊)しており、その対応に問題はないとしています。

私たちは、「どんな理由があっても、子どもを持つという選択肢を奪うことはあってはならない」と考えます。「障害がある」というだけの理由で、国あるいは社会として知的障害のある人たちから子どもをもつ権利を奪ってきた過去を見つめなおすことが必要であり、不妊治療を「同意を得た」、「責任はとれない」という姿勢で正当化することは許されるものではありません。

また、不妊処置を行わない場合、退所を求めることも問題だと考えます。福祉サービスの利用に条件を設ける場合、管理する側に都合の良いものになってしまいます。「支援しない」という言葉を振りかざしたうえで同意を得ることは、支援者として適切な姿ではありません。福祉サービス提供事業者は、事業者側の主張を受け入れない場合はサービスを提供しないという判断をしてはならないと考えます。

以上のことから、本会は次のことについて早急な対応を求めます。

- 1 不妊処置を行った利用者に対して、謝罪を行うこと。
- 2 「どんな理由があっても、子どもを持つという選択肢を奪うことはあってはならない」という前提から、社会福祉法人あすなろ福祉会はこの過ちと権利侵害を認め、このような事態になった背景や経緯を公表すること。

- 3 江差町及び北海道は、本事案についてどのような対応を行っていくのかを明示し、社会福祉法人あすなる福祉会に対して、調査、検証を行うこと。
- 4 国は、本事案のような福祉サービスの利用における条件づけが行われていないか、全国的な調査を行うこと。

今回の事案は、福祉サービスの提供に携わる専門職団体として、非常に大きな衝撃を受けるものでありました。現在もなおこのような人権侵害が行われているということに残念な思いをしております。このような人権侵害が、「障害があるから」という理由で正当化されることを、私たちは、絶対に認めることはできません。

この事案を契機に、このようなことが繰り返されることがないように切に願っております。

また、結婚や出産、子育てに関する情報提供が適切に行われ、障害者の自己決定又は意思決定支援が丁寧に行われるように期待いたします。

さらに、障害の有無に関わらず、誰もが結婚や出産、子育てが安心してできるような社会になることを求めていくとともに、その一翼を担っていきたいと思っております。

令和 4 年(2022 年)12 月 27 日  
一般社団法人岐阜県社会福祉士会  
会長 岡 川 毅 志